

障害者用駐車スペースの適正利用促進のための 課題の明確化

西館有沙*
水野智美** 徳田克己***

車いすを使用するドライバーの増加に伴い、障害者用駐車スペースの適正利用が強く求められている。それにもかかわらず、適正利用が実現していない現状がある。そこで本研究では、車いすドライバーが感じている障害者用駐車スペースの利用上の問題点を明確化し、適正利用に必要な対策に関する示唆を得たいと考えた。その結果、利用対象及び利用に関する罰則も含めた法制化の必要性が明らかになった。しかし、法制化のみでは適正利用は実現せず、同時に一般市民に対する理解教育、構造等の改善が必要であることが確認された。また、構造等の改善について、不正利用の抑制に効果的と思われる駐車スペースのモデルを提示した。

Clarification of the Subject for Promoting Proper Use of Parking Spaces Reserved for Persons with Handicaps

Arisa NISHIDATE*
Tomomi MIZUNO** Katsumi TOKUDA***

Drivers who use wheelchairs are increasing every year. They are strongly asking for proper use of parking spaces reserved for persons with handicaps (hereinafter, 'disabled parking'). However, disabled parking cannot be used in many cases. In this research, problems with and required measures regarding usage of disabled parking were clarified. The result of the investigation is shown below. It is necessary to enact laws regarding those with use qualification and use of disabled parking. It is also necessary to examine the penalty for inappropriate use. In addition, education of the citizens and an improvement of structure are required. In this research, the model of disabled parking considered to be effective for control of inappropriate use was shown.

1. 問題と目的

平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(通称、ハートビル法)や平成12年に制定され

た「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称、交通バリアフリー法)の制定に伴って、公共の施設の駐車場において障害者用駐車スペースの設置が進んでいる。最近では、民間の大型スーパーマーケットや病院

* 健康科学大学健康科学部福祉心理学科助手
Reseach Associate, Dept. of Human Relations,
Health Science University

** 桜花学園大学人文学部人間関係学科助教授
Associate Professor, Dept. of Human Relations,
Ohkagakuen University

*** 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
Professor, Comprehensive Human Sciences,
University of Tsukuba Graduate School
原稿受理 2004年7月12日

の駐車場においても、障害者用駐車スペースを設置するところが増えている。

障害者用駐車スペースはスペースの幅が広く、建物の入口付近という非常に利便性のよい場所に設けられており、誰にとっても使いやすいスペースである。また、障害者用駐車スペースの利用対象者には規制がないので、誰が利用しても罰せられることはない。したがって現在、障害者用駐車スペースには頻繁に健常のドライバーが運転する車が停められている¹⁾。

本来、障害者用駐車スペースは、車いすの出し入れ等のようにドアを全開にできる幅が必要な者のために設置されている。一般車用駐車スペースは幅が狭く、ドアを全開にして車いすの出し入れをするだけの幅を確保することが難しい。車の乗降に幅を必要とする者にとって、障害者用駐車スペースはなくてはならないスペースである。

車いすを利用するドライバー（以下、車いすドライバー）の数は年々増加している。警察庁調べによると、平成14年に条件が付与された運転免許の交付を受けている者は全体で約24万人にのぼる。またこのうち、「身体障害者用車両に限定」の運転免許取得者は20万1,339人となっている。目的地までのアクセスに支障をきたす車いす利用者にとって車の運転は、目的地まで誰の援助も受けることなく移動できる、ストレスのかからない快適な移動手段である。したがって今後も、車両の改造技術の進歩や障害者に対する運転免許教習方法の改良によって、運転免許を取得する車いす使用者はさらに増加することが予想される。

しかしながら、現在は、一般車（健常のドライバーが運転する障害者用の改造等の加えられていない車）の不正利用によって障害者用駐車スペースが適正に利用できない状態にある^{2,3)}。車いすドライバーの快適な車移動を実現するために、障害者用駐車スペースに関する諸問題は早急に解決が求められる課題である。

障害者用駐車スペースの適正利用の実現を検討するにあたって、明確にすべき点がいくつかある。一つは駐車スペースの問題点とニーズの総合的把握である。また、適正利用の大きな妨げになっていると思われる一般車による不正利用の実態把握とその原因の解明、諸外国の障害者用駐車スペースに関する取り組みの実態把握、利用しやすい駐車スペースの構造に関する検討等が必要である。これらのことが

ら、不正利用を防止する対策、利用しやすい駐車スペースの構造や工夫、駐車スペースの利用対象者の明確化を図ることができる。

そこで本研究では、車いすドライバーの障害者用駐車スペースの利用実態と利用に関するニーズを調査し、障害者用駐車スペースの必要性及び利用上の問題点と課題を明確化することを目的とした。また、それらの結果より、障害者用駐車スペースの適正利用を実現するために必要な対策を示したいと考えた。さらに、不正利用の抑制に効果的な駐車スペースのモデルを示すこととした。

2. 障害者用駐車スペースの利用実態とニーズに関する調査研究

2-1 方法

全国脊髄損傷者連合会に所属する車いす使用者847名を対象として、郵送法による質問紙調査を実施した。調査の実施時期は平成13年5月から7月にかけてであった。調査は反応のゆがみを避けるためにすべて無記名で行われた。

質問紙の回収部数は434部（回収率51%）であった。このうち、自ら車を運転するドライバーであって、車いすを「常時使用する」（347名）、「時々使用する」（18名）と回答した車いすドライバー365名を有効回答として分析した。なお、全国脊髄損傷者連合会は各都道府県に支部を持つ大規模な団体であるため、地域的な偏りなく調査することができた。

さらに、障害者用駐車スペースを利用する上で、車いすドライバーが困難を感じている場面や状況を写真に撮影した。

2-2 結果と考察

1) 障害者用駐車スペースに対するニーズと利用実態

障害者用駐車スペースの利用について尋ねたところ、「スペースがあれば利用したい」と回答した者は全体の95%（365名中345名）であったが、同時に「スペースがあったとしても実際には利用できないことがある」と回答した者が87%（316名）にのぼった。一方、「スペースがあっても利用しない」と回答した者は全体の1%（5名）とごく少数であった。これらの結果から、車いすドライバーの障害者用駐車スペースの利用ニーズは非常に高いにもかかわらず、その多くが駐車スペースを円滑に利用できていないと感じていることが確認された。

2) 障害者用駐車スペースの利用時に感じている困

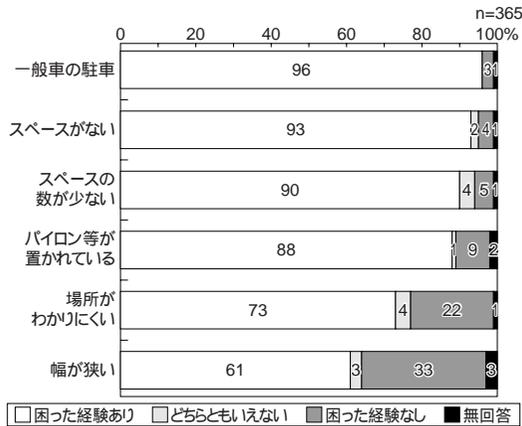


Fig. 1 障害者用駐車スペースについて困った経験の有無

難

障害者用駐車スペースについて困った経験の有無をFig.1に示した。困った経験が「よくある」「たまにある」と回答した者が最も多かったのは「一般車の駐車」であった(「よくある」「たまにある」を合わせて全体の96%、365名中347名)。次いで、「スペースがない」(93%、339名)、「スペースが少ない」(90%、329名)、「パイロン等が置かれている」(88%、320名)、「場所がわかりにくい」(73%、266名)、「幅が狭い」(61%、224名)であり、いずれについても困った経験のある者が非常に多いことが明らかになった。つまり、現在の障害者用駐車スペースについては、駐車スペースの設置を進めること、不正利用を防止すること、駐車スペースの構造等を改善することが適正利用の実現に不可欠な課題である。

「一般車の駐車」「パイロン等が置かれている」「幅が狭い」ことによって障害者用駐車スペースの利用に困難を感じた経験のある者に対して、その場合にどのように対応しているかを尋ねた。また、「場所がわかりにくい」と感じた経験のある者に対して、わかりにくいと感じた理由を尋ねた。これらの結果を以下に示した。

(1)一般車が駐車されている場合の対応

一般車の駐車に困った経験があると回答した347名に対して、障害者用駐車スペースに一般車が停められていて利用できない場合にどのように対応するかを尋ねたところ、「一般車用駐車スペースを利用する」と回答した者が非常に多かった(93%、316名)。一般車用駐車スペースの利用以外には、「路上に停

める」(47%、160名)、「別の駐車場に停める」(22%、75名)などの方法をとっている者がいた。また、なかには「目的施設の利用をあきらめる」(19%、64名)とする者がいた。

車いすを出し入れする場所を確保できない一般車用駐車スペースでは、隣に車を止められてしまえば車いす使用者は車への乗降ができなくなってしまう。また、路上駐車については車道側で車いすへの乗降を行わなければならない、走行車との接触の危険性がある。目的施設の利用をあきらめるとした者も約2割いたことから、障害者用駐車スペースを利用できないことによって、彼らの車移動が日常的に制約を受けている現状が確認された。

(2)駐車スペース内にパイロン等が置かれている場合の対応

パイロン等が置かれていて困った経験があると回答した320名に対して、その場合にどのように対応するかを尋ねたところ、「施設の従業員等に頼んで移動してもらう」と回答した者が82%(262名)と非常に多かった。一方で、障害者用駐車スペースの利用をあきらめて「一般車用駐車スペースを利用する」と回答した者が52%(165名)いた。また、「パイロンを自分で移動して利用する」と回答した者が39%(126名)いた。しかし、パイロンを自分で移動させるためには、駐車スペースの手前で車から車いすに



Fig. 2 障害者用駐車スペース内に置かれたパイロン (宮城県仙台市)



Fig. 3 パイロンにおもりをつけて移動しにくくしている駐車スペース (北海道千歳市)



Fig. 4 幅の狭い障害者用駐車スペース



Fig. 5 一般車用駐車スペースの2台分を使う停め方

移乗し、パイロンを移動後に車に戻って駐車するという手順をふまなければならない、非常に煩雑な作業である。

現在、障害者用駐車スペース内にパイロン等が置かれている駐車場は多い(Fig.2)パイロン等を置く目的は不正利用の防止にあるが、ほとんどの障害者用駐車スペースではその付近に係員を配置しておらず、そのパイロンをすぐに移動できる状態ではない。なかにはパイロンを容易に移動できないようにおもりをつけているところがあり(Fig.3)結果的に車いすドライバーの利用の妨げになっているという現状がある。

これらの問題は、事業者側がパイロンを置いたことによる障害のある利用者の不都合を理解していないために起こっている。したがって、パイロンの移動が車いすドライバーにとって非常に煩雑な作業であること、不正利用の防止策としてパイロンを置く場合には、すぐにそれを移動できるような体制をとっておく必要があることを、事業者側に情報提供していかななくてはならない。

③幅が狭い場合の対応

障害者用駐車スペースの幅については、ハートビル法や交通バリアフリー法の施行規則において3.5m以上という設置基準が示されているが、その基準を満たしていない駐車スペースがある(Fig.4)。

駐車スペースの幅が狭くて困った経験があるとした224名に対して、その場合の対応を尋ねたところ、「狭くても障害者用駐車スペースを利用する」と回答



Fig. 6 見えにくい案内表示(茨城県土浦市)

Table 1 障害者用駐車スペースに関するトラブル (自由記述式)

	n=89
トラブルがあった	57名(64%)
トラブルはなかった	25名(28%)
その他	7名(8%)

[記述例]

トラブルを経験した者の回答例

- ・一般のドライバーに注意したら殴りかかれた
- ・過去に、病院の障害者用駐車スペースに停めた一般車のドライバーに注意をしたら、「病人はみんな障害者だ」と逆に怒られたことがある
- ・家族が障害者だと居直られたことがあるが、その時にはその障害者だという家族は同乗していなかった
- ・「おまえだけのスペースではない」と言われた
- ・注意すると「空いていれば誰が停めてもよい。規則はないのだから文句を言うな」と怒鳴られた
- ・「ちょっとの間だからいいだろう」という言い訳を聞かされた
- ・介助者が不正利用者に注意をしたところ、相手に1時間以上一方的に文句を言われた(「連絡先を教えろ」「家はどこだ」等)

トラブルを経験したことのない者の回答例

- ・トラブルに巻き込まれるのを避けるために文句を言わない
- ・法的な規制がないので何も言えない

その他の回答例

- ・身障者マークの位置が移動していたことや、車に傷がついていたことがある

した者が全体の92%(207名)とほとんどであった。一方、「一般車用駐車スペースの2台分を使って停める」と回答した者が54%(120名)いた(Fig.5)。

幅が狭くても障害者用駐車スペースを利用するとした者が多かった背景には、障害者用駐車スペースから建物までの経路しかバリアフリー環境が整備されていないなど、やむを得ない状況が少なからずあると考えられる。

④場所がわかりにくい理由

立体駐車場や広い駐車場において障害者用駐車スペースを探すためには、駐車スペースまでの道すじをわかりやすく案内する表示(以下、案内表示)が不可欠である。

駐車スペースの場所がわかりにくくて困った経験があるとした266名に対して、その理由を尋ねた。「案内表示が見えにくい」(68%、182名)、「案内表示が見あたらぬ」(66%、176名)と回答した者が多かった。また、「案内表示を見ても駐車スペースまでの道すじがわかりにくい」と回答した者が32%(84名)いた。Fig.6に、見えにくい案内表示の例を示した。

3) 利用に関するトラブルの経験

過去に経験した障害者用駐車スペースに関するトラブルについて自由記述式で尋ねた結果をTable 1に示した。「トラブルがあった」と回答したのは何らかの回答のあったうちの64%(89名中57名)であった。その多くは健常のドライバーの不正利用を注意した結果、トラブルに発展していた。なかには「病人はみんな障害者」といったように、自分にも利用ニーズがあることを主張するケースがあった。一方、「トラブルはない」と回答した者は28%(25名)であった。しかしながら、その多くはトラブルを起こさないために、文句を言いたい気持ちをおさえていた。

現在の法律には、障害者用駐車スペースの利用対象に関する規定も、不正利用を規制する規定もない。したがって、その利用をめぐる、利用ニーズのある者と不正利用者の間で、あるいは利用ニーズのある者同士でトラブルが発生している。障害者用駐車スペースについては、その不正利用を注意しても、利用ニーズをわかってもらうどころかトラブルに発展し、不快な思いをすることが多いようである。

4) 障害者用駐車スペースを適正に利用するための対策に関する意見

「不正利用の防止」と「場所がわかりにくい駐車スペースの改善」について、具体的な改善策に関する意見を求めた。

(1) 障害者用駐車スペースへの一般車の駐車を防ぐために

障害者用駐車スペースの不正利用を防ぐために必要な対策について尋ねたところ、最も多く挙げられたのは「対象を明確にした表示を設ける」(57%、365名中207名)であり、次いで「欧米のように反則金制度を設ける」(55%、201名)であった。また、この他に「すべての駐車スペースの幅を広げてどこでも利用できるようにする」「一般車用駐車スペースと離して設置する」といった構造上の工夫によって利用状況の改善を求める意見があった。さらに、ごく少数ではあるが「一般市民への啓発を行う」とい



Fig. 7 身障者マークが小さくて目立たない障害者用駐車スペース(広島県呉市)



Fig. 8 身障者マークが不明瞭で目立たない障害者用駐車スペース(茨城県土浦市)

う意見が挙げられた。

このように、不正利用を防止するためには、利用対象に関する法制化や不正利用に対する罰則制度の導入が必要であると考えている車いすドライバーが多い。アメリカやヨーロッパ、韓国など、先進諸国の多くは、障害者用駐車スペースの不正利用に関する罰則規定を設けていることから、今後、日本においても、罰則も含めて法制化へ向けた検討がなされることが求められる。

(2) 障害者用駐車スペースをわかりやすくするために
障害者用駐車スペースの場所をわかりやすくするために必要な対策について尋ねたところ、「障害者用駐車スペースのある場所に目立つように身障者マークを表示する」(74%、365名中270名)、「入口に障害者用駐車スペースに関する案内表示を設ける」(72%、261名)、「障害者用駐車スペースの部分だけカラー化する」(47%、172名)、「障害者用駐車スペースの位置をできるだけ統一する」(36%、130名)などが挙げられた。

障害者用駐車スペースの場所をわかりやすくするために、案内表示だけでなく、障害者用駐車スペース内に表示される身障者マーク(=国際シンボルマーク)についても改善が求められた。駐車スペース内の身障者マークについては、表示位置が低いために遠くからでは認識できないこと、表示された身障

者マークが小さくて目立たないこと(Fig.7)、あるいは不明瞭であること(Fig.8)などが改善すべき点として挙げられる。

3. 障害者用駐車スペースの適正利用を実現するための課題

調査の結果より、不正利用防止のための効果的な対策の実施、利用しにくい構造等の改善が必要であることが確認された。なかでも、不正利用によって車いすドライバーが駐車場を利用できないケースが非常に多くあることから、不正利用が円滑な駐車場利用を妨げる大きな要因となっていることがわかる。また、このように不正利用が多いことや、車いすドライバーが経験した駐車スペースをめぐるトラブルの事例から、駐車スペースの使用方法を一般市民が適正に理解していないことが明らかになった。つまり、一般市民の多くは、障害者用駐車スペースの設置理由や必要性、その使用方法、利用者のニーズを知らないし、意識したこともないため、不正利用により車いすドライバーが被る迷惑に気がついていないのである。

欧米諸国、韓国、台湾などでは障害者用駐車スペースの運用に関する法律が整備されており、各国の駐車事情に合わせて利用資格者の設定や不正利用に対する罰則制度が設けられている。日本には、事業者が駐車スペースの設置義務は法的に示されていても、利用資格者に関する規定や不正利用に対する罰則規定がない。そのため、一般市民の駐車スペースに関する認識にずれや混乱が生じることになっている。日本は駐車台数が少ない小規模の駐車場が多いため、障害者用駐車スペースの台数も一つの駐車場につき1台もしくは2台というところが少なくない。したがって、駐車スペースの利用資格者を限定しなければ適正な運用は実現しない。具体的には、車の乗降時にドアを全開にただけの幅を必要とする者に限定していく必要があるが、特に、車いすに乗降するための幅を必要とする車いす使用者にとって障害者用駐車スペースはなくてはならないスペースであることから、彼らの利用が優先されるべきである。

また、障害者用駐車スペースの適正利用のためには、その駐車スペースを利用する必要性のない者による不正利用を防止しなくてはならない。不正利用の判断について、まずは利用資格者を明確にする必要がある。しかしながら、現在の不正利用の多くは健常者によるものであることが確認されている⁴⁾。

したがって、乗車している者がすべて健常者であるといったように、明らかに不正利用と認められるケースについては早急に対策を講じる必要がある。

これらのことから、今後、日本においても障害者用駐車スペースの運用に関わる法整備を進めていく必要があると言える。具体的には不正利用に対する罰則も含めた法制化の検討が必要になる。しかしながら、不正利用については早急な改善が必要であるため、法制化以外の対策(啓発活動やドライバー教育の徹底、不正利用を防ぐ効果的な表示の設置など)を講じなくてはならない。他の国の事例を見ても、法的な規制だけで障害者用駐車スペースの適正利用が実現するわけではないことは明らかである。市民に対して、子どもの頃から適正な障害理解教育を実施し、ある程度の認識を身につけた上で、障害者用駐車スペースの正しい利用方法を伝えていくというように、個別の問題について啓発あるいは教育を行っていく必要があるのである。一般市民に対する理解教育については、適正な認識形成を目的とした、系統的かつ段階的な教育内容の構築が必要である。「障害者用駐車スペースを不正に利用しない」という意識を形成するためには、幼少期から共生の認識、障害に関する適正な認識を身につけておく必要があることから、ドライバー教育に限らず、学校等における教育の実施も視野に入れた教育内容の構築を行っていかなくてはならない。

4. 不正利用の抑制に効果的な障害者用駐車スペースのモデルの提示

不正利用の防止には、法制化の検討、教育内容の構築や教育方法論の開発が必要であることは上述のとおりであるが、これらの対策に加えて、障害者用駐車スペースの設置場所や駐車スペースに関する表示内容、表示方法、表示位置などを工夫することによって、不正利用を抑制できることが先行研究より示されている⁴⁻⁶⁾。

障害者用駐車スペースの設置場所については、一般車用駐車場と離して設置された駐車スペースでは不正利用が少ないこと、人目につきやすい場所に設置された駐車スペースについても不正利用が少ないこと、袋小路にある駐車スペースや車両走行が一方通行になっている駐車場の出口付近の駐車スペースなどでは不正駐車が多いことなどが確認されている⁵⁾。これらのことから、障害者用駐車スペースは、不正利用が起きやすい場所を避け、人目につきやす

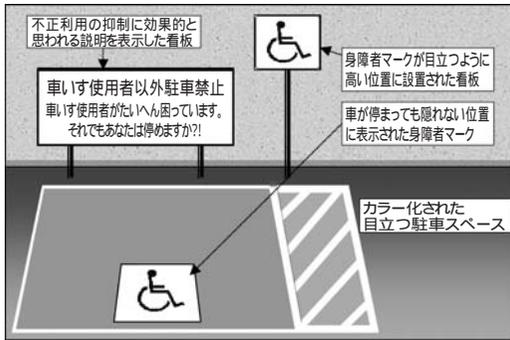


Fig. 9 不正利用の抑制に効果的と思われる工夫が施された障害者用駐車スペース

い位置に設置されることが望ましいと言える。さらに言えば、建物入口のすぐ脇に設置するよりも、安全かつ円滑に建物へ移動できる範囲でできるだけ入口から離して設置することが望ましい。これは、建物入口に近く利便性が高いほど、不正利用が起きやすくなるためである。

駐車スペースの設置場所以外に、駐車スペースを目立たせることによる不正利用の抑制効果が期待できる。駐車スペースを目立たせ、その周辺にいる者の視線を集めることによって、罪悪感を持ちながらも「少しの間だから」と車を停める者の不正利用を抑制することができると考えられる。実際に、カラー化された駐車スペース、身障者マークが大きく表示された駐車スペースなどのように、障害者用であることが一目でわかる駐車スペースでは不正利用が少ないことが確認されている⁴⁾。

さらに、駐車スペースにはその設置理由や利用対象、利用方法が記された看板などが設置されているが、この内容が「不正利用しにくい」と感じるものであれば、実際の不正利用を抑制できる可能性がある。市民が「不正利用しにくい」と感じる内容は年齢によって若干異なるが、共通しているのは利用対象が限定されていて、なおかつ、停めてはいけないということが明確に伝わるものである⁶⁾。年齢ごとにみていくと、若年層では「それでもあなたは停めますか」「車いす使用者がたいへん困っています」といった情緒的な内容を、中年層では「車いす使用者以外使用禁止」と対象者が明確に規定されている内容を不正利用抑制に効果的な内容と判断している⁶⁾。車いすドライバーに対する調査においても、不正利用防止策として「対象を明確にした表示を設ける」という意見が多く挙げられており、これらの不正利用抑制の効果があると思われる内容を含んだ

説明を表示することで、実際の不正利用を抑制することができると考えられる。

以上に挙げた先行研究の結果をもとに、不正利用の抑制に効果的であると思われる工夫が施された障害者用駐車スペースのモデルをFig.9に示した。これらの工夫を施すことによって、「そこが障害者用駐車スペースであると感じず勝手に停める者」「人目を気にしながらも少しの間だからと停める者」の不正利用を抑制することができると考えられる。

5. 今後の課題

今後は、それぞれの対象に対する教育内容の構築を図っていきたい。具体的には、教習所の教育実態、学校における教育実態、ドライバーの認識、小学生や中学生の認識を明確化することを目的とした研究に取り組みたい。

[付記]

本研究は平成13年度国際交通安全学会研究プロジェクト『障害者用駐車スペースの適正化に関する総合的研究』の結果の一部である。

参考文献

- 1) ホンダ安全運転普及本部「身障者用駐車スペースに駐車するクルマを観察する」『Monthly the Safety Japan』346、6、2002年
- 2) 国際交通安全学会『車いす使用者の交通安全ニーズに関する調査研究』（平成12年度国際交通安全学会研究プロジェクト報告書）、国際交通安全学会、2001年
- 3) 全国脊髄損傷者連合会編『高速道路SA・PAにおけるバリアフリーに関する調査研究』平成12年度三菱財団助成事業報告書、全国脊髄損傷者連合会、2001年
- 4) 西館有沙、水野智美、徳田克己「障害者用駐車スペースの利用状況に及ぼす不正利用対策の効果」『実践人間学』6、pp 23-32、2003年
- 5) 西館有沙、水野智美、徳田克己「適切な障害者用駐車スペースの構造等について」『アジア障害社会学研究 2』、pp 45-52、2002年
- 6) 西館有沙、水野智美、徳田克己「障害者用駐車スペースの不正利用を防止するための表示内容の検討」『障害理解研究』6、pp 5-12、2004年